

災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定書

関西広域連合（以下「甲」という。）と構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）（以下「乙」という。）と一般社団法人日本U A S 産業振興協議会（以下「丙」という。）は、災害時におけるドローンによる支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害や構成団体内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲乙丙が連携して災害対応を円滑に実施することを目的として、必要な基本事項を定めるものである。

（支援活動の内容）

第2条 甲及び乙が丙に要請することができる支援活動の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模広域災害及び構成団体内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬
- （2）前号の活動の実施に当たり必要となる操縦者の派遣、機体の提供、許認可等の手続及び各機関とのドローンの調整
- （3）第1号の活動により得られた映像等のデータの提供
- （4）要請を行った甲及び乙（以下「要請団体」という。）の災害対策本部内での他機関との航空運用調整に関する支援
- （5）前4号のほか、要請団体と丙の協議により必要と認められる活動

（支援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、大規模広域災害や構成団体内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、丙の支援活動が必要であると認めるときは、丙に対し協力を要請する。

- 2 前項の要請を行うときは、「災害時におけるドローンによる支援要請書（第1号様式）」により行うものとする。ただし、当該要請書により要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。
- 3 甲は、複数構成団体の同時被災による支援要請の集中が予想される場合において、構成団体間の支援要請の調整を行うものとする。

（支援活動の実施）

第4条 丙は、前条第1項の規定により甲及び乙から要請を受けたときは、可能な限りその要請に応ずるものとする。

- 2 丙は、要請団体の要請に基づき支援活動を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、要請団体と密接な連絡をとり、安全で円滑な活動に努めなければならない。
- 3 丙は、支援活動を行うに当たり、損害賠償責任保険その他必要な保険に加入しているドローンを使用するものとする。

(支援活動の報告)

第5条 丙は、要請団体の要請に基づき支援活動を行ったときは、終了後速やかに、「災害時におけるドローンによる活動報告書(第2号様式)」により、その内容を要請団体に報告するものとする。ただし、当該報告書により報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

(支援活動の費用負担)

第6条 この協定に基づき、丙が実施した支援活動に要した費用については、当該災害の直前における適正な価格を基準として要請団体及び丙が協議の上決定し、原則として要請団体が負担するものとする。

- 2 要請団体は、前項の費用について、活動終了後、丙からの請求書を収受した日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、期間内に支払うことができないときは別途協議を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 要請団体及び丙は、この協定に基づき実施した支援活動中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(損害補償)

第8条 この協定に基づき丙が実施した支援活動に伴い、丙が手配した事業者又は第三者に損害が生じたときは、明らかに要請団体の責任に起因する場合を除き、丙の負担において補償するものとする。

(災害補償)

第9条 要請団体は、丙がこの協定に基づく支援活動の実施により損害を被った場合には、次の各号に掲げる場合を除き、その損害を丙に賠償し、又は補償するものとする。

- (1) 丙の故意又は重大な過失による場合
- (2) 発生した損害につき、丙が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 発生した損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 前項の規定により要請団体が賠償し、又は補償する損害の請求及び支払いの方法等については、要請団体と丙が協議の上、別途定める。

(映像等の著作権)

第10条 この協定に基づき丙が撮影した映像等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は要請団体に帰属するものとし、丙が当該映像等を利用する場合は、要請団体の承諾を要するものとする。ただし、災害対応を円滑に実施することを目的に、当該災害の関係機関と情報共有を行う必要がある場合には、当該承諾を要しないものとし、この場合には、丙は当該映像等を提供後、要請団体に報告するものとする。

(連絡窓口)

第11条 甲乙丙は、この協定に係る連絡担当者を選任して互いに届け出るものとし、当該担当者に変更が生じたときは、その都度速やかに届け出るものとする。

(平時における協力体制)

第12条 甲乙丙は、この協定に基づく支援活動が円滑に行われるよう、甲は、必要がある場合には、要請により活動できる内容及び連絡体制等を丙に照会することができる。

2 甲乙丙は、日頃から情報の共有や、連絡会の開催、各種訓練への参加、その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努めるものとする。

(個別協定との関係)

第13条 この協定は、乙が災害時におけるドローンによる支援活動に関して、丙と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により申出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書14通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月1日

甲 関西広域連合
広域連合長 三日月 大造

乙 滋賀県
滋賀県知事 三日月 大造

京都府
京都府知事 西脇 隆俊

大阪府
大阪府知事 吉村 洋文

兵庫県
兵庫県知事 齋藤 元彦

奈良県
奈良県知事 山下 真

和歌山県
和歌山県知事 宮崎 泉

徳島県

徳島県知事 後藤田 正純

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

京都市

京都市長 松井 孝治

大阪市

大阪市長 横山 英幸

堺市

堺市長 永藤 英機

神戸市

神戸市長 久元 喜造

丙 一般社団法人日本U A S産業振興協議会

理事長 鈴木 真二

一般社団法人日本U A S 産業振興協議会
理事長 様

要請団体長

災害時におけるドローンによる支援要請書

災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請団体担当者	所属		職名	
	氏名		電話番号	
2 要請内容	<input type="checkbox"/> 調査及び情報収集に関すること	* 調査目的などを記載		
	<input type="checkbox"/> 物資の運搬に関すること	* 食料・医薬品・応急資機材などを記載 (重量や規格、数量、温度管理の可否等が分かれば記載)		
	<input type="checkbox"/> 操縦者の派遣に関すること	* 人数などを記載		
	<input type="checkbox"/> 機体の提供に関すること	* 台数などを記載		
	<input type="checkbox"/> その他	* 上記以外に必要となる情報を記載		
3 活動場所	* 地点情報（U T M座標等）もわかれば記載			
4 活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
5 備考				

※運搬する物資の情報については、重量、規格など機体選定に必要な情報とすること。

要請団体長 様

一般社団法人日本U A S 産業振興協議会
理事長

災害時におけるドローンによる活動報告書

災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 活動内容	<input type="checkbox"/> 調査及び情報収集に関すること	* 調査目的などを記載
	<input type="checkbox"/> 物資の運搬に関すること	* 食料・医薬品・応急資機材などを記載 (重量や規格、数量、温度管理の可否等が分かれば記載)
	<input type="checkbox"/> 操縦者の派遣に関すること	* 人数などを記載
	<input type="checkbox"/> 機体の提供に関すること	* 台数などを記載
	<input type="checkbox"/> その他	* 上記以外に必要となる情報を記載
2 活動場所	* 地点情報 (U T M座標等) もわかれば記載	
3 活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
4 活動実施者		
5 備考		

※第2条に基づいた要請内容との相違（経費増等の要因）が分かる情報も記載すること。